解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

大阪府茨木市見付山一丁目七番二号

有限会社湯原経営研究所

代表清算人　湯原　郁雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

大阪市東住吉区田辺五丁目五番七号

特定非営利活動法人緑の手

清算人　小西　克郎

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

大阪府松原市三宅東三丁目四番一号

特定非営利活動法人松原国際交流まなびネット

清算人　山田　正人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

大阪市北区天満二丁目二番三号

株式会社ウィル

代表清算人　土肥　史登

解散公告

当社は、平成三十年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

神戸市垂水区小束山六丁目四番地一八号

グローバル・ビジネス・ソリューションズ株式会社　代表清算人　阪本　澄子

解散公告

当社は、平成三十年六月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

岡山市北区平野六一七番地八

株式会社ミリオングラッド

代表清算人　髙見　誠人

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

山口県下関市山の田東町三番六号

はくと建設株式会社

代表清算人　平山　拓志

解散公告

当会社は、平成三十年六月十四日をもって株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

徳島県阿南市上中町中原九三番地の七

有限会社上中運送

清算人　山本　茂樹

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

熊本市北区弓削四丁目一五番一号

有限会社しらかわ宅建コンサルタント

清算人　冨永　幸徳

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

鹿児島県肝属郡肝付町新富七五二番地三

有限会社高山建材センター

清算人　福留　實

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十一月十日開催の社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により平成三十年六月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

秋田県横手市大町五番二五号

医療法人橋本内科医院

清算人　橋本　洋

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

和歌山市和歌浦東二丁目八番二〇号

医療法人光定内科

清算人　光定　和男

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年三月二十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

北海道檜山郡上ノ国町字原歌二二五番地

上ノ国町漁業生産組合

清算人　市山　亮悦

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年三月三十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、平成三十年六月十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

大阪府枚方市山之上西町二八番二六号

医療法人川島医院

清算人　川島　正好

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成三十年六月四日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

兵庫県加東市社五〇番地

清算法人上福田土地改良区

代表清算人　稲田　敏朗

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年三月二十日開催の躍進大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十九日

札幌市中央区北一条西六丁目一―二　アーバンネット札幌ビル八階

ＪＴＢ北海道労働組合

清算人　車　香織